資料１

第１回条例評価委員会　事務局確認事項

委員意見要旨	回　答
・条文内の言葉の使い方について、第４条「まちづくりに参加する権利」は、ここだけが「参加」という文言になっている。 ・第２条で定義されている「参画」という言葉でもよいのではないか。	・「参加」とした経緯を確認した結果、平成 17 年度に市民公募委員を交えて実施した「(仮称) まちづくり基本条例を考える会」等、本条例の制定過程の議論において、「参画」については、行政計画の立案や事業実施段階等の行政が主体となった動きへの参加を指すものとしています。 　また、「参加」については、「参画」内容を含むほか、市民発意・市民主体の動きをはじめ幅の広い自由な参加を指すものと整理しています。 　従って、第４条における権利保障の面では、より広範囲の内容を包含する「参加」を用いる方が、様々な参加形態を保障することができるため、「参加」の文言を採択しているところです。 （第４条逐条解説「参加とは」を参照。）
・資料５の第６条にかかる取り組み実績において、市のホームページ年間アクセス数（トップページ）のグラフが掲載されているが、平成 26 年に下がっている原因が何か、調査してもらいたい。	・平成 27 年度の数値が前年と比べて増加している要因としては、「平成 27 年４月執行の統一地方選挙」の実施や「入札参加資格申請」の新規申請など、市民・事業者にとって関心の高い事案がこの年度に集中した影響によるものと考えられます。 ・尚、トップページへのアクセス件数については、一般的に、ネット上の「検索エンジン」の普及や機能向上により減少傾向を示すと言われており、本市のホームページアクセス数(トップページ)についても、平成 26 年度に到るまで減少傾向が続いています。 　ただし、モバイル端末からのアクセスの増加や、世代による情報入手方法の多様化に対応し、市ではアプリ配信やＳＮＳの活用など、ホームページ以外の新たな手法も活用し、公開コンテンツ数の充実を図るなど、積極的な市政情報の発信に取り組んでいます。
・子ども向けホームページに関連し、八尾市の子どもの人数はどの様になっているか。	・子ども向けホームページ「八尾市こどもサイト「あつまれ八尾っ子！！」」で狙いとしている小学校児童数の実績としては、平成 26 年度は 14,135 名、平成 27 年度は 13,888 名、平成 28 年度は 13,686 名となっています。 （※各年度実績数は各年５月１日現在の人数）